

# 高知県警察用航空機の運用等に関する規程

平成3年3月14日

高知県警察本部訓令第10号

題名改正〔平成8年本部訓令第12号〕

改正 平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号

平成8年8月1日高知県警察本部訓令第12号

平成17年4月1日高知県警察本部訓令第14号

平成23年3月7日高知県警察本部訓令第5号

令和4年3月29日高知県警察本部訓令第11号

警察本部

警察署

## 目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 運用（第9条の1－第17条）

第3章 運航、整備及び臨時発着場（第18条－第23条）

第4章 ヘリコプター・テレビシステムの運用（第24条－第26条）

第5章 事故発生時の措置（第27条－第31条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、県警察において装備する航空機（以下「航空機」という。）の運用等に関し、必要な事項を定め、その安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 航空基地 県警察が高知空港内に設置した航空機を運用するための事務所、格納庫、駐機場その他これらに付属する施設をいう。
- （2） 航空従事者等 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する航空従事者及び航空業務に従事するその他の職員をいう。
- （3） 航空機等 航空機、航空用装備品、付属品、部品、整備工具その他航空

機の整備に必要な物品をいう。

(4) 臨時発着場 航空法第79条ただし書きの規定に基づき、飛行場外に離着陸が認められた場所をいう。

(運用責任者)

第3条 県本部に、航空機の運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、警備第二課長をもって充てる。

2 運用責任者は、本部長の命を受け、航空基地、航空機等の運用及び整備に関する業務（以下「航空業務」という。）を行うものとする。

(運航責任者)

第4条 規則第9条に規定する運航責任者（以下「運航責任者」という。）には、航空従事者たる警察官の中から運用責任者が指名する者をもって充てる。

2 運航責任者が不在又は事故があるときは、運用責任者があらかじめ指名した航空従事者がその業務を代行するものとする。

(安全担当者)

第5条 規則第10条に規定する安全担当者は、運用責任者が航空従事者等の中から指名するものとする。

(航空業務計画)

第6条 運用責任者は、規則第4条第2項に規定する航空業務計画策定指針に基づく年度計画の大綱を定め、本部長の承認を受けなければならない。

2 航空隊長は、前項の年度計画の大綱に基づく航空業務計画を作成し、本部長に報告しなければならない。

(出動体制の確立)

第7条 航空隊長は、航空機の緊急出動に対処できるよう常に出動体制を保持しておかななければならない。

(防護計画)

第8条 航空隊長は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に関する計画を策定しておかななければならない。

## 第2章 運用

(運用の基本)

第9条の1 航空機による活動は、警備実施、警ら活動、特別活動、警察業務の支援活動等とする。

(警ら空域の指定)

第9条の2 警ら活動に際しては、県本部地域課長が警ら空域を指定するものとし、原則として次に掲げる4方向とする。また、当該警ら活動を行うときは、

機動力を活用して広域にわたる警らを行うものとし、管内の実態把握及び異常事象の発見に努めるとともに、運用責任者及び通信指令課と連携を保ち、緊急事態の発生に際しては現場等に急行して初動的な措置を執るものとする。

(1) 中部方面(高知署、高知南署、高知東署、南国署及び土佐署の管轄区域)

(2) 東部方面(室戸署及び安芸署の管轄区域)

(3) 中西部方面(佐川署、須崎署及び窪川署の管轄区域)

(4) 西部方面(中村署及び宿毛署の管轄区域)

(支援の申請)

第10条 所属長は、警察活動を行う上で必要な場合には、航空機の支援を申請することができる。

(支援の申請手続)

第11条 所属長は、前条の規定に基づいて支援を申請する場合には、支援の方法等について、支援の日の属する月の前月20日までに運用責任者と協議を行い、使用等の日の10日前までに別記第1号様式の航空機支援申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に航空機の支援が必要な場合は、電話その他適宜の方法により行うものとする。

(支援の承認)

第12条 本部長は、前条の規定による申請があった場合は、その出動日時、目的、飛行経路、時間、離着陸場所等について審査し、適当と認めるときは、その支援を承認するものとする。

(運航前の連絡調整)

第13条 所属長は、航空機の支援の承認を受けたときは、運航の安全と航空機の効率的使用を図るため、運航前に航空隊長と連絡調整を行わなければならない。

(身分証明書等の提示)

第14条 第12条の規定に基づき航空機に搭乗する者は、搭乗に当たり、規則第12条に規定する機長(以下「機長」という。)から身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(航空機の支援結果報告)

第15条 所属長は、航空機の支援を受けた場合において、特にその運用等で他所属の参考となると認めるとき又は本部長が指示したときは、その支援結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(部外者からの支援の申請等)

第16条 本部長は、職員以外の者(以下「部外者」という。)から航空機の支援の申請があった場合には、第12条の規定に準じてその内容を審査し、適当と認

めるときは、その支援を承認することができる。

2 前項の申請は、別記第2号様式の部外者航空機支援申請書に、別記第3号様式の誓約書を添えて、関係所属長が本部長に提出して行うものとする。この場合において、当該申請は、緊急を要する場合を除き、支援の日の10日前までに行わなければならない。

3 第12条から第14条までの規定は、部外者に対する航空機の支援について準用する。

(搭乗者心得)

第17条 搭乗者は、別表の「航空機搭乗心得」を遵守するとともに、機長の指示に従わなければならない。

### 第3章 運航、整備及び臨時発着場

(航空従事者の心構え)

第18条 航空従事者等は、常に関係法令等の研究と技術の向上に努めるとともに、航空機の安全運航の確保と航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

(目的外飛行等の禁止)

第19条 機長は、目的外の飛行及び搭乗者にいたずらに不安感を与えるような操縦をしてはならない。

(飛行計画の変更)

第20条 機長は、飛行に際して気象条件その他の事情により飛行が困難であると認めるときは、飛行計画を変更し、又は飛行を中止するものとする。この場合において、機長は、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の変更又は中止の報告を受けたときは、速やかに関係者に連絡するものとする。

(整備業務)

第21条 航空隊長は、規則第21条に規定する航空機等の整備を計画的に実施しなければならない。

2 運用責任者は、特別整備等のため、長期間の非可動状態となる場合は、その状況を本部長に報告するとともに、各所属長に連絡しなければならない。

(整備管理検査)

第22条 規則第22条に規定する検査(以下次項において「整備管理検査」という。)は、運用責任者が行うものとする。

2 運用責任者は、前項の規定に基づく整備管理検査を実施したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(臨時発着場の指定)

第23条 本部長は、規則第18条の規定による臨時発着場を設定した場合は、所属

長に通報するものとする。

2 臨時発着場の設定及び使用要領については、別に定める。

#### 第4章 ヘリコプター・テレビシステムの運用

(運用の基準)

第24条 ヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）は、次のいずれかに該当し、その特性を活用することが警察活動を行う上で特に効果的であると認められる場合に運用するものとする。

- (1) 地震、津波、火災、風水害その他の災害警備対策
- (2) 突発重大事件及び事故対策
- (3) 警衛及び警護対策
- (4) 重要交通対策
- (5) 前各号に掲げる事項の訓練及びヘリテレ操作員の訓練
- (6) その他本部長が必要と認める事項

(運用の申請)

第25条 所属長は、前条に定める運用の基準に該当し、ヘリテレを運用する必要があると認めた場合は、航空機の支援の申請に併せてヘリテレの運用を申請するものとする。

(情報通信部との協議)

第26条 運用責任者は、ヘリテレの運用及び管理に当たっては、情報通信部機動通信課長と必要な事項について協議するものとする。

#### 第5章 事故発生時の措置

(機長の措置)

第27条 機長は、飛行中において航空機の故障、気象の急変等により、航空機に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、直ちに必要な措置を執るとともに、その状況を緊急通信により連絡しなければならない。

(警察無線局の措置)

第28条 警察無線局は、前条に規定する緊急通信を受信したときは、直ちに受信内容を本部長に報告しなければならない。

(救難活動)

第29条 署長は、管轄区域内において航空機の事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗員の救助、事故現場の保存その他必要な措置を執るとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(航空機事故調査委員会)

第30条 本部長は、規則第16条に規定する調査を行う場合において必要があると認めたときは、航空機事故調査委員会を設けるものとする。

2 航空機事故調査委員会は、本部長が指名し、又は委嘱する委員で構成するものとする。

(備付け簿冊)

第31条 航空隊長は、航空機の運用及び整備等の状況を明らかにするため、細則第7条に規定するもののほか必要な簿冊を備え付けるものとする。

**附 則**

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)**

この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

**附 則(平成8年8月1日高知県警察本部訓令第12号)**

この訓令は、平成8年8月1日から施行する。

**附 則(平成17年4月1日高知県警察本部訓令第14号)**

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則(平成23年3月7日高知県警察本部訓令第5号)**

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則(令和4年3月29日高知県警察本部訓令第11号)**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(別記様式、別表省略)